

特集

健康保険の資格確認が オンラインで可能に

2021年3月から、マイナンバーカードまたは健康保険証の記号番号等により、医療機関・薬局ではオンラインで資格情報の確認ができるようになります。このシステムを導入すると、資格過誤によるレセプト返戻が減り、再申請できないことによる未収金の削減、入力業務の削減等の効果が期待できます。オンライン資格確認に必要な顔認証付きカードリーダーの申込率は25.0%（2021年1月24日時点）にとどまっていますが、厚生労働省では開始時点で6割程度の普及を目指し、財政補助も行っています。導入のメリット等についてみていきます。

データヘルス改革の基盤となる オンライン資格確認

世界に先駆けて急速に少子高齢化が進行している我が国では、健康寿命を延伸するとともに、多忙を極める医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を含めたあらゆる手段を講じて、社会保障の持続可能性を確保すること

が求められている。

健康・医療・介護分野におけるICT化を進め、国民や患者一人ひとりが自身の医療等のデータを有効に活用することや、保健医療現場や関係する産業界が適切に活用することは、こうした課題に対応する糸口の一つと考えられる。

こうした問題意識のもと、厚生労働省では、2017年1月に「データヘルス改革推進本部」を立ち上げ、健康・医療・介護データの有機的な連結やその利活用の推進に向けた取り組みを進めてきた。その後、「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」等を策定、2020年度に実現を目指す8つのサービスを公表した。8つのサービスとは、①保健医療記録共有、②救急時医療情報共有、③PHR^{※1}・健康スコアリング、④データヘルス分析、⑤乳幼児期学童期の健康情報、⑥科学的介護データ提供、⑦がんゲノム、⑧人工知能(AI)の活用で、これらを行うための基盤の一つが、オンライン資格確認である。

2019年5月15日には、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保

険法等の一部を改正する法律（健康保険法等の一部改正）が国会で成立、同月22日に公布された。これにより、データヘルス改革の基盤となるオンライン資格確認の導入が進められることになった。

厚生労働省では、2021年3月時点で医療機関等の6割程度、2023年3月末にはおおむねすべての医療機関等でのオンライン資格確認システムの導入を目標としてきたが、医療機関・薬局における導入準備状況（2021年1月24日時点）をみると、顔認証付きカードリーダーの申込数（2020年8月7日から申込受付を開始）が5万7132施設と、全体（病院、医科診療所、歯科診療所、薬局を合わせた22万8321施設）の25.0%であり、内訳は、病院が2799（病院の33.8%）、医科診療所が1万5914（医科診療所の17.8%）、歯科診療所が1万4333（歯科診療所の20.2%）、薬局が2万4086（薬局の40.2%）となっている。

なお、公的医療機関等における申込率は、国立病院機構98.6%、労働者健康安全機構100.0%、JCHO100.0%となっている（図1）。

※1…PHR…パーソナル・ヘルス・レコード。個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康・医療等情報を、電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組み



図1 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

目標と現在の申込状況

(2021/1/24時点)

目標：医療機関等の6割程度での導入(2021年3月時点)、おおむね全ての医療機関等での導入(2023年3月末)を目指す

現状：オンライン資格確認の導入予定施設数

(2019年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

<顔認証付きカードリーダー申込数> ※8/7から申込受付を開始

57,132施設(25.0%) / 228,321施設 ※紙申請・グループ申請を含む
 医療科・歯科併設病院の
 歯科は歯科診療所に含む

【内訳】			
病院	2,799 /	8,282施設	33.8%
医科診療所	15,914 /	89,162施設	17.8%
歯科診療所	14,333 /	70,954施設	20.2%
薬局	24,086 /	59,923施設	40.2%

<参考：公的医療機関等における申込率>
 国立病院機構 98.6%、労働者健康安全機構 100.0%、JCHO 100.0%
 ※その他の公的医療機関等における申込状況は厚生労働省HPに掲載

<参考：ポータルサイトアカウント登録数>

※最新情報の提供やオンラインでの申請のために登録をお願いしているもの
 83,716施設(36.7%) / 228,321施設

<参考：健康保険証利用の申込割合>

※7/1から受付を開始。
 マイナンバーカードの交付枚数に対する利用申込数の割合
 2,327,917件(7.4%) / 31,636,207枚

【マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数：約3,463万枚 (人口比 27.2%)
 交付実施済数：約3,164万枚 (人口比 24.9%)

第139回社会保障審議会医療保険部会(2021年1月13日)資料1-1より 一部更新

図2 オンライン資格確認システム導入への追加的な財政補助について

【見直し前】

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用への 補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合 基準とする事業額 210.1万円を上限に、 その1/2を補助	2台導入する場合 基準とする事業額 200.2万円を上限に、 その1/2を補助	3台導入する場合 基準とする事業額 190.3万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その3/4を補助

【追加的な導入支援策】

その他の費用 の補助内容	基準とする事業額210.1 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額200.2 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額190.3 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助
-----------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------

※ 2021年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局を対象とする

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末(パソコン)の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、
 ③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

第139回社会保障審議会医療保険部会(2021年1月13日)参考資料1-1より

オンライン資格確認システムの導入準備状況が直近で目標の1/3程度にとどまっている要因として厚生労働省では、周知不足、マイナンバーカードの普及率等の様子見、システムベンダーによる見積もりが過大になる傾向等が影響していると分析している。これまで、医療情報化支援基金(総額91.8億円)による費用支援、全医療機関へのリーフレット配布、医師会等と共同した説明会の開催、個別システムベンダーへの働きかけ・共同での説明会実施、大型チェーン薬局等への個別働きかけ等を行ってきたが、これに加え、現在は追加的な財政支援策、全医療機関等へのリーフレット再送付、導入意向調査、医療関係団体への働きかけ、大手システムベンダーに対する見積もり適正化の依頼、個別医療機関からの相談対応、導入の手引きやカードリーダーの比較紹介動画の作成等を行っている。

前述の追加的な財政支援策は、見直し前には「その他の費用への補助」について基準事業額の1/2から3/4が上限であった補助が、基準額全額を補助する内容となっている(図2)。その他の費用とは、①オ



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949